

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成29年11月22日（水）午後2時30分～午後4時20分
場所 札幌地方裁判所裁判員候補者待合室（本館2階）
出席者 司会者 中桐圭一（札幌地方裁判所刑事第2部総括判事）
法曹出席者 向井志穂（札幌地方裁判所刑事第2部判事）
鈴木淳史（札幌地方検察庁公判部検事）
奥田真与（札幌弁護士会弁護士）
裁判員経験者 8人（1番，3番，4番，5番，6番，7番，8番，9番）
補充裁判員経験者 1人（2番）
報道機関出席者
毎日新聞 1人

<意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介，挨拶>

司会者

ただ今より，裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は札幌地方裁判所刑事2部で裁判長を務めております中桐圭一と申します。本日は司会を務めさせていただきますので，どうぞよろしくお願いいたします。

意見交換会に先立ちまして，裁判員裁判の現状について簡単に御説明させていただきます。裁判員制度は平成21年5月21日に始まりました。ちょうど8年半が経過したところということになります。この間，札幌地裁におきましては，今年の10月末までに裁判員として全部で1373人の方に御参加いただき，補充裁判員として全部で476人の方に御参加いただいております。

全国においては，これは今年の9月末までの数字になりますが，裁判員として5万8857人，補充裁判員として2万0019人の方に参加していただいております。今回で19回目となる意見交換会ですが，札幌地裁ではこれまでも定期的を開催させていただいております。その間，皆さまから様々な御意見や御感想をいただいて，それを実務の運用の改善等に活用させていただいているところでございます。

我々としては，裁判員経験者の方々からいただいた御意見等をもとに，制度のより良い運営に向けて努力を重ねているところであります。

本日も率直な御意見，御感想をいただいて，有意義な意見交換ができればと思っておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

なお，本日は，私以外に，検察庁，弁護士会，裁判所からそれぞれ1人ずつ参加しております。それぞれ，簡単に自己紹介をお願いします。

鈴木検事

札幌地方検察庁公判部の鈴木と申します。今日はよろしくお願いいたします。我々，普段は裁判員を経験された方々と接触する機会はありませんので，忌憚のない御意見をいただいて，今後，それを生かしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

奥田弁護士

札幌弁護士会の奥田真与と申します。私は、時々、裁判傍聴をするのですが、1番から5番の方が参加された裁判員裁判、それから、8番の方が参加された裁判員裁判を傍聴しておりますので、その御意見を伺えるのを楽しみにして、今日、やって参りました。よろしく願いいたします。

向井判事

札幌地方裁判所刑事2部の裁判官の向井と申します。私自身は、まだ裁判員裁判の経験が少なく、今後のために勉強中です。今日は皆さんのお話を伺って、今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

<裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について>

司会者

それではよろしく願いいたします。本日は9人の方に御参加いただいております。

それぞれ関わった事件が同じ方もいらっしゃる、違う方もいらっしゃいますので、私の方で、それぞれの事件の内容を簡単に説明した上で、参加した裁判員、補充裁判員の方から、全般的な御感想をいただければと思います。

まず1番、2番、3番の方が参加された殺人未遂事件について説明させていただきます。これは今年の7月に判決がされた事件ですけれども、簡単に言うと、被告人が以前から不満を抱いていた勤務先の同僚に注意されたことに腹を立て、頭をつるはしで殴ったという事件で、被害者はかなりの重傷を負ったものの、殺人自体は未遂に終わったというものでした。これは殺意の有無が争点になったわけですが、判決では殺意があったと認定し、懲役3年の実刑という結論になりました。では、この事件に参加された感想を、どの部分でも結構ですので、1番の方からお願いします。

1番

この事件に関しては、被告人に精神障害があるという点を、どのように扱っていくかというところに、すごく悩みました。

司会者

ありがとうございます。では2番の方、お願いします。

2番

私は補充裁判員として評議に参加させていただいたのですが、裁判員裁判そのものが市民目線で見極め、判断をするという意味で、今回参加させていただいて、自分の経験にもなったし、これから色々なことを考えていく上でも良い経験だったと思っています。

司会者

では、3番の方どうぞ。

3番

初めてのことばかりで、自分の今までの生活の中では経験したことのない物事が、あっという間に過ぎていったような気がします。一番印象に残ったのは、自分の物の考え方と色々な人たちの考え方を意見交換する中で、とても勉強になったということです。

司会者

ありがとうございます。それでは、次の事件について御説明いたします。これは4番の方が参加された事件ですけれども、今年の2月に判決があったものです。現住建造物

等放火事件で、内容は、精神疾患の被告人が入院治療を終えて自宅に戻った後、同居する兄弟への不満が募り、家に放火してしまったという事件になります。この事件は、特に犯罪の成立について争いはなく、精神疾患が犯行にどのような影響を与えたのかという点を踏まえて、最終的に被告人に対する量刑、刑をどの位にするのが相当なのかという点が問題となった事案です。弁護人は執行猶予付きの判決を求めたわけですが、判決の結論としては、懲役2年6か月の実刑が言い渡されております。この事件について、4番の方、御感想をお願いします。

4番

最初にこの事件の話を聞いて、被告人が火を付けたということで、身勝手だと思ったのですが、裁判を通じてよくよく聞いてみますと、複雑な人間関係が絡み合って、この事件が発生したということが分かりました。新聞では、本当に小さな記事にしかならなかったかもしれませんが、中身を見ると、これはすごい人間模様だなと感じました。被告人が悪いというのはあるんでしょうけれども、被告人が悪い方に持って行かれちゃったのかなという気がしました。

また、被告人は精神疾患を患っていたこともあり、同情的な部分もありましたけれども、ただ、放火という大きな罪ですから、量刑については割り切って判断したつもりです。

司会者

ありがとうございます。それでは、次に5番の方が参加された事件について説明させていただきます。これは今年の9月に判決があった、強制わいせつ致傷と暴行事件です。内容を簡単に申し上げますと、通行中の女性を路上に倒すなどの暴行行為を加えてわいせつな行為を行い、それによってその女性にけがを負わせてしまったというもの、さらに、その女性の叫び声を聞いて駆け付けた男性にも暴行を加えたという事件でした。この事件も事実関係には争いはなかったのですが、弁護人は、被告人には精神疾患があるということを主張し、その影響があるかどうかという点を踏まえて、最終的に被告人にどのような刑を科すのが相当かという点が問題となった事件でした。判決では、その精神疾患の影響はほとんどないという判断がされて懲役7年の実刑が言い渡されております。それでは、この事件について、5番の方、御感想等をお願いします。

5番

まず、最初、裁判員に選ばれて、この事件に参加させていただいたという視点での意見になります。実は、裁判員制度が施行されたときに、職場でどういうものか勉強しようということで、2回ほど裁判所にお伺いして、裁判所の事務職の方に説明等をしていただき、裁判員裁判を傍聴した経験があります。今回、裁判員に選ばれて、これまでは傍聴席から見ていた裁判でしたが、裁判長、裁判官と並んで座る立場になり、傍聴席から見える世界と、裁判員として見える世界は全く違う感じがしました。私も初めての経験で分からないので、ドキドキしながら、どんなふうにするのだろうと思いつつ、今回参加させていただきましたけれども、裁判員制度の趣旨でもある市民目線での裁判が行われて、裁判官の方をはじめとして、裁判員の方々も話しやすい雰囲気を作ってくれたというふうに感じました。例えば、食事も、事務職の方がお弁当を手配して下さり、裁判長や裁判官の方も一緒に色々な話をしながら食事をとっていただいて、場の雰囲気

作りについても配慮していただいているということを感じました。評議会場についても、コーヒーやお茶も飲めるということで、事務職の方の配慮もあり、非常に大切に扱われていると感じました。

次に、今回の事件についてですが、刑務所に何回か入って、また再犯をしてしまったという被告人の事例でした。被告人には精神疾患があるということでしたけれども、そういう方が、強制わいせつ致傷、暴行という再犯を行ってしまったもので、社会的に恵まれなかったというか、生まれながらにして辛い経験をした方が事件を起こしたのだなということを感じました。内容的には、裁判員と補充裁判員の割合が、たまたま男性と女性で4対4だったのですが、この強制わいせつ致傷という事件については、男性目線と女性目線で、印象が随分違うということも感じました。

司会者

ありがとうございました。それでは次の事件ですが、これは、6番の方が参加されていて、私が裁判長を務めた事件ですけれども、今年の3月に判決のあった殺人と窃盗の事件です。内容を申し上げますと、被告人が知人男性の頭を金づちで殴って殺害した後、その人の車を盗んで逃げたという事案です。これも、事実自体は争いがなくて、犯行の動機やいきさつを踏まえて、どういう刑を科すのが相当かという点が争点になった事件です。結論としては、重大犯罪ということで、判決では懲役20年という刑が下されました。では、6番の方、お願いします。

6番

まず、自分が裁判員になるということを考えていなくて、他人事じゃないですけども、最初に来たときは、裁判所にも来たことがない、何も分からない私がやっているのかなというのが正直な気持ちでした。裁判の内容については、最初は、被告人はお金目当てで被害者を殺してしまったという事件なのかと思っていたのですが、話を聞いていくと、被害者の家族と被告人との関係が色々と複雑に絡み合っているという背景があり、それをまとめていくだけで頭がいっぱいになってしまったのですが、評議の中では、色々な方の色々な考え方を聞くことができ、最後には、とても貴重な経験をさせていただいたというふうに思いました。

司会者

それでは、次の事件ですが、これは7番の方が参加された事件で、今年の3月に判決のあった傷害致死と死体遺棄という事件です。これは被告人が2人の事件で、この2人が同じ職場の従業員である男性に対して、勤務態度が悪いということを理由に腹を立て、金属製のパイプで殴って死亡させた後、被害者の死体を隠して遺棄したという事件です。この事件も、事実関係について争いはなかったもので、この2人の被告人のうち、どちらの加えた暴行が重大だったのかという部分が争点となり、それぞれどういう刑を科すべきなのかという点が問題となった事件です。判決としては、暴行を中心的に行ったと判断された被告人について懲役12年、もう1人の被告人は懲役10年という結論になっております。それでは、この事件について、7番の方、御感想をお願いいたします。

7番

私は、裁判員に選ばれたときに、裁判に非常に興味があったのですが、実際の裁判は、

テレビとか小説とはやはり違うと感じました。被告人の人間性がとてもリアルに感じられて、最後に思ったのは、自分は絶対に加害者にはならないということでした。仮に、被害者になったとしても、加害者には絶対にならないと思ったのは、非常にはっきりと覚えています。事件の中では、社長との上下関係があったわけですが、その暴行も、憎さ余ってというか、愛情が逆に裏目に出たのかなというふうに感じました。もう一つ、当然なんですけれども、裁判長も含めて、裁判員の皆さんの意見や考え方はそれぞれ違いますので、そういうことに対して、改めて、相手の話もきちんと聞かないといけないし、自分の意見も相手に分かってもらえるように話さなければいけないという意味で、今回の裁判員の経験というのは、私にとっては、短い時間でしたけれども、ものすごく中身の濃い、考えさせられた期間だなと思っています。

司会者

ありがとうございました。それでは次に、8番の方が参加された事件について御説明します。これは、今年の2月に判決があった、覚せい剤取締法違反という事件で、被告人が外国人でした。この人が、新千歳空港でスーツケースに覚せい剤を約1キロ隠して持ち込み、密輸入したというのと、自分で使用するための麻薬を持っていたという事案です。この事件については争いがありまして、被告人が、荷物の中身について、覚せい剤だとは知らなかったと主張しており、それが本当に、認識がなかったのかどうかという点が問題となった事件です。判決では、最終的に、被告人がそれを覚せい剤だと分かっている輸入したんだという判断がされて、懲役9年及び罰金350万円という判決がなされています。この事件について、参加された感想を、8番の方お願いします。

8番

私は、裁判が終わった後も、しばらくの間、本当にあの判決で良かったのかということが頭から離れなかったということと、被告人の顔もずっとちらついて、すごく嫌な気分が続きました。それと、裁判は通訳を通してのやりとりなので、時間がすごくかかってしまって、実際には、判決までに6日間かかりました。私は、まだ、このときは現役で働いていたのですが、選ばれたからには、国民としての義務を果たしたいという思いがありましたので、社長の反対を押し切って参加していました。そのような事情があったため、その日やらなければならない仕事というのを、裁判が終わってから会社に戻ってこなしていたという状況でした。女性の被告人だったのですが、彼女の罪の意識というのが非常に薄く感じられたということと、裁判員の方の年齢層が幅広く、私が多分、最年長だったんじゃないかと思うんですけれども、年齢層が違っていると、考え方も違うということを感じました。私の出した刑の重さと、実際に決まった刑は違いましたけれども、そのことで私はずっと悩んでいました。今はやっと、考えなくなりましたけれども。

司会者

ありがとうございました。それでは、最後に9番の方が参加された裁判の説明ですけれども、これは今年の10月に判決があった事件です。住居侵入と殺人等の事件で、簡単に言いますと、リフォーム業を営んでいる被告人が、その被告人がやっているリフォーム会社は悪徳会社なんだと元従業員の男性から何度も告発を繰り返されていたということで、その結果、仕事もうまくいけなくなったと、その男性に恨みを募らせて、男性の家に侵入し、包丁で胸を刺して殺害したという事件です。他にも、ガソリンを入れ逃げ

た詐欺という罪と、万引きなどの罪もありました。この事件についても、事実関係は特に争いはなかったのですが、殺害の動機やいきさつというのを、刑を決める上でどう考えるかという点で、そこが一番問題となったというものです。結論的には懲役17年という刑が言い渡されております。では、この事件について、9番の方、御感想をお願いします。

9番

まず、裁判員に選ばれたことについて、最初はとても悩みましたが、人生において、選ばれる人は限られているのかなと思いますし、色々な経験をしたと思い、抽選会場に来ました。裁判が始まってからは、裁判長、裁判官の方が3人いたのですが、話をきちんと聞いて下さり、否定も肯定もせず、全ての意見を受け入れてくれましたし、他の裁判員の方々も良い方ばかりで、活発に意見を交換できたと思います。量刑を決めるときに、他の裁判員の方が言っていた、1年の違いというのは何なんだろうかという疑問がありまして、今でも私の心に残っているのですが、それに対する答えは未だに見つかっていないという感じです。それと、もうひとつ、裁判というのは、被告人がやってしまったことに対して有罪か無罪か、有罪であれば量刑を決めるということでしたので、詳しくは分からなかったのですが、別の裁判員の方が、生まれてきたときには、皆、真っ白い状態で生まれてきたのに、なぜ殺人を犯すまでになってしまったのか、その生い立ちなどを知りたいと言っていたことが、今でも心に残っています。とても良い経験ができたと思っておりますので、もし、もう一度選ばれたら、私はまた出たいと思っています。

<選任手続について>

司会者

ここからは、裁判員裁判の手続の順番に従って、御意見を伺いたいと思います。

最初は、まず裁判員に選ばれる段階の話からになりますが、だいたい2か月くらい前に裁判所から御連絡を差し上げて、仕事の関係等を調整していただいたりしたと思います。その後、選任手続において抽選が行われ、くじで選ばれて、皆さん、裁判員ないしは補充裁判員になられたということになります。裁判の期間は、今回の事件については、日数がいくつか分かれています。特に、7番の方が参加された事件は被告人が2人いたということもあって、選任の日から判決まで全部合わせると9日間、裁判所にお越しいただきました。それから、外国人の被告人の事件ですが、選任の日も入れると全部で7日間、他の方も5日ないし6日間くらいは来ていただいております。皆さん、仕事の関係とか、御家族の介護等、色々と調整したとか、参加する上での御苦労があったと思いますが、その辺りでこういうことがあったとか、裁判所として、こういうことを配慮してほしいという御要望はあるでしょうか。

7番

日数の問題なんですけれども、つい最近、近畿のほうで、死刑判決がされた裁判員裁判がありました。あの事件はけっこう長かったと思うんですね。その事件の裁判員に選ばれた方は、普通では考えられないような重圧があったと思いますし、都合を調整する必要もあったと思います。私の場合は会社をリタイアしていたので、時間的には大丈夫だったのですが、日数の長い短いというのは、事件の内容によると思うんですね。

最近では、辞退する方が多いと聞いていますが、ちょっと趣旨が違うかもしれませんが、けれども、裁判員裁判にする事件を、もっと刑の軽い裁判にすれば、日数も少なくて済むし、幅広い年齢層の方が裁判員として参加できるのではないかと考えていました。

司会者

ありがとうございました。他の方でも、例えば、うまく調整できたというお話でも結構ですが、今振り返ってみて、いかがでしょうか。

2番

私の場合は、職場には非常に恵まれていまして、裁判員裁判に従事している期間は特別休暇を取得することができました。ただ、どうしても仕事はあるものですから、評議はだいたい午後5時前には終わるので、私の場合、すべての期間、職場に戻って仕事をしてから家に戻るという生活を送っていました。職場によっては、なかなか休みが取りづらいということもあると思いますので、仕事を持たれている方にとっては、通常の仕事プラスこの裁判員裁判に携わっていかなければならないということを考えると、私自身も、終わった後はぐったりしていましたので、皆さん、感じ方としては同じなのかなと思います。

また、今、7番の方もおっしゃっていましたが、長期の裁判になればなるほど、参加できる人というのは限られてくると思います。例えば、仕事を持っている方が、先ほどの近畿の事件、確か136日だったと思うのですが、裁判員が6人と補充裁判員6人の合計12人の人が、どのような年齢層の方、どのような職種の方なのかは分からないのですが、やはり、仕事を持っている方が130日も空けることは一般的には難しいかなと思います。その辺のところは、どんな方法が良いのか、妙案は浮かびませんが、考えていかなければならない一つの課題ではないかと思います。

司会者

ありがとうございました。例えば、通知の仕方について、こういうふうに裁判所からの配慮があれば職場の理解が得やすいとか、そういうことはありますか。

8番の方、先ほどの話だと、社長の反対を押し切ったということでしたが、裁判所ができることは限られているものの、こういう配慮があれば説得しやすかったということはありませんか。

8番

特に、そういうのはありません。そこは、社長個人の考え方だと思います。多分、自分が選ばれたかったんだろうなと思いました。自分じゃなくて、私だったから反対したのだと思います。

司会者

今の話と関連しますが、やはり日数が長いと、仕事を持たれている方は参加しづらいだろうという意見が出ていましたが、今回皆さんが参加された審理や評議の日程については、どんな感想をお持ちでしょうか。例えば、休憩時間を一時間おきに設けたり、工夫は色々していたのですが、逆に、もっと圧縮して、期間を短くしたほうが良いという考え方もあるかもしれないし、間延びし過ぎたのではないかと御批判もあるかもしれないですけども、その辺りについて御意見や御感想はいかがでしょう。

3番

私個人の意見ですけれども、時間的にはすごくバランスが良かったと思います。途中、行き詰ったときもあるので、そういうときに休憩を挟むというのは、すごく有り難かったなと思います。私が参加した事案では、問題はありませんでしたけれども、重い事案であればどうなのかなというところは、やっぱり考えさせられるところかと思います。

司会者

他の方はいかがでしょうか。

5 番

私が担当した裁判は5日間で判決まで終えたのですが、日程的なことについては、その場の話の内容とか、裁判員の疲れ具合だとか、その辺りを裁判長なり裁判官の方が見ていただいて、臨機応変に対応して頂けたと思います。5日間でやりますよという説明は事前に受けていましたけれども、初めての経験なので、被告人の判決という、人の人生に関わる判断をしなければならぬということは、実際に経験すると、本当に重みを感じました。特に初日は、非常に疲れたというか、家に帰っても、その場の話の情景が頭の中に浮かんで、なかなか寝付けなかったというようなことがありました。今回参加した事件は強制わいせつ致傷でしたが、もっと時間のかかる事件だったらどうなのかなということを考えてみると、内容によっては、心に重くのしかかるものもあると思うので、そういう事案は、決められたタイムスケジュールのとおり行うのも大事でしょうけれども、人の一生を左右する判決に関わるということであれば、状況に応じて、少し余裕を持って行えばよいのではないかと思います。私が参加した事件については、ちょうど良い配分だったと思います。

<冒頭陳述について>

司会者

ありがとうございました。今のお話を伺うと、仕事との両立という面だけではなく、一日一日の重み、疲れというのが積み重なっていくのだなということを、改めて感じました。

それでは、続きまして、次の段階の話に移らせていただきますが、法廷で行われた手続について、順番にお伺いしたいと思います。最初に冒頭陳述と言って、これは検察官と弁護士それぞれが、事件のあらましについて説明する場面があったかと思います。特に、最初は、初めて法廷に入られて緊張したと思うのですが、その場面で、検察官や弁護士が主張する内容がすんなり頭に入ってきたか、あるいは、伝え方が適当であったか、問題がなかったかどうか、その辺りの感想をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。まず、1番、2番、3番の方が参加された裁判ですが、書面だけ拝見しますと、弁護人の書面のボリュームが多かったかなという気がするのですが、その辺りはいかがでしょうか。

1 番

個人的な意見かもしれませんが、ボリュームが多過ぎました。緊張している中で、次から次へと情報が来ると、それを整理しきれませんし、書き留めようと思っても、書き留めることができませんでした。後から資料があるので、と言われますけれども、そこに書いていないようなことも出てきますので、もう少し分かりやすい資料にするか、もう少しゆっくり進めていただければ、よく理解できたのではないかと思います。緊張

している状態なので、そこにたくさんの情報があると、パニックになってしまうと感じました。

司会者

他の方、付け加えたいことがあればどうぞ。

2番

裁判の中では、検察側、弁護側、それぞれから紙1枚を渡されていたのですが、情報量がものすごく多かったです。私は、プレゼン能力というか、視覚に訴えるようなものと分かりやすい説明であれば、我々でも受け入れやすいのかなというのが、正直に思ったところでした。文字ばかりだと辛かったかな、という印象です。

3番

私は、逆にすごくかみ砕いて説明されているのかなと思ったのですが、とにかく、あの場の雰囲気と、文字というか言葉が一気に入ってくるので、正直なところ、何がどうなっているのかというのを理解するのに時間がかかりました。2番の方が言ったように、より分かりやすく工夫していただけたらもっと良かったのかなと思いました。

司会者

情報量が多いと、分かりにくいということですね。一方で、少な過ぎても何だかよく分からないということも逆にあるかなと思いますが、私も関与した6番の方の事件では、弁護人の書面がよく分からなかったという意見が、当時は出ていたのですが、どんな感想をお持ちでしょうか。

6番

私が参加した事件に関しては、被告人が投げやりなところがあって、刑務所に入りたいと言っていたりして、弁護人も困っていたのかなという印象がありました。検察側の書面は結構見やすかったのですが、話が進んでいくうちに、書いていないことも色々出てきて、さらに、その間に凶器や現場の写真が出てきたりして、何をどうメモしておけば良いのかなという感じではありました。

司会者

特徴的な事件としては、外国人の被告人の事件がありましたが、被告人が覚せい剤であることを認識していたかどうかという部分は、ちょっと日常生活からは離れるような判断になると思いますが、その辺の、最初の検察官の説明は理解できましたか。

8番

私はすぐ分かりました。資料としてはすごく分かりやすく良かったのですが、外国語が出てきたりだとか、通訳を通してのやりとりだったので、本当に、被告人が話していることがそのまま通訳されているのか、外国語が分からないだけに、その辺がちょっと疑問がありました。資料はすごく詳しく書かれていて、分かりやすかったです。

<証拠調べについて>

司会者

続きまして、手続の中では、証拠書類、証人尋問や被告人質問などの証拠調べが行われたと思います。今回集まっていた皆さんについて、ある程度同じような傾向があると思ったのが、専門医の証人尋問が行われたということです。これについて、まずは御感想をいただきたいと思います。

7番の方が参加された裁判では、法医学の先生が来られたということですが、いかがでしょうか。

7番

まず、意見や見解が異なるというのは、その人の経験に基づくものなのでやむを得ないことなのでしょうけれども、それを2人から聞いて、正直言って、余計分からなくなりました。実際に聞いていると、専門用語も出てきますので、その場では理解できず、審理が終了した後に、裁判長から、法廷で聞いた話の説明や補充をしていただいて、知識を得るといった感じでした。

司会者

7番の方の事件では、専門家が2人出てきて、それぞれ違う意見を述べていたということですね。そうすると、やはり難しいでしょうかね。

7番

分からなかったです。

司会者

1番、2番、3番の方の事件でも、同じく法医学の専門家が証人として出て来られたということですが、専門用語のところとか、説明の仕方について、どのような御感想をお持ちでしょうか。どなたでも結構ですが、いかがでしょうか。

1番

この事件では、つるはしが、どの角度からどのような強さで当たったのかという話がされました。それで、これだけの損傷を受けるということは、この位の力が加わったんだという説明だったのですが、正直、何のためにこの説明をしているのかということが分からないまま始まってしまったということと、審理が終了した後に、評議室に戻ってきてから補足の説明があって、だんだんと理解して、さらに聞いてみたいことが出てきたのですが、もう聞けないわけです。事前に、こういうことをこの先生が説明します、それによってこういうことを証明しようとしています、そういうような話を聞いて心構えができた上で参加していれば、もう少し、法廷での質問もできたのかなという気がしました。

司会者

他の方は何かありますか。

2番

私は、法医学の先生の説明は非常に分かりやすかったと思います。我々は法医学の知識は全くないわけですが、実際に画像等を見せていただいて、損傷の程度はしっかりと分かったつもりではありましたが、今回の争点であった殺意の有無を判断するひとつの材料にもなったのかなというふうには思っています。

司会者

ありがとうございました。次に、精神科医が証人として来られた事件も複数ありますが、4番の方、精神科医の説明や質問の仕方はいかがでしたか。

4番

被告人が軽度の精神疾患ということは聞いていましたが、先生の話をお聴いて、私は全然分からないものですから、そういうものかなと思いました。精神疾患が今回の犯行に

影響を与えたかどうかという話をしておりましたけれども、直接的な結びつきは無いような表現をしていました。精神疾患というのは一般的な病気ではありますが、直接、因果関係があるかないかというような具体的な話はされていないような気がしました。私たちも、本当に精神疾患が犯行に影響を与えたかどうかというところは、先生の意見からすると、否定はできないということだから、多少はあるのかなというふうに考えました。ただ、先生は精神疾患との関係しか話しませんが、私たちはその他の経緯も含めて、前後の流れを見ると、精神疾患とは関係ないのではないかなと個人的には思いました。ただ、先生の話は参考になりました。

司会者

ありがとうございました。次に5番の方、同じように精神科医の尋問を聴かれたと思いますが、いかがでしょうか。

5番

精神鑑定を行った結果について、お医者さんから説明がありました。お医者さんの話を聴くと、皆さんも言われるように、専門用語がどんどん出てくるので、その場で、精神鑑定を行った結果についての説明があっても、素人としては、なかなか理解はできないところがありました。ただ、目の前に座っている被告人の状況を目の当たりにしながら、お医者さんの話を聴いていると、話を聴きながら、被告人の様子をついつい見てしまったというか、この人が、そういう気質があったり、病気があったりしたんだなというのが、本人の動きとか様子を観察してしまうというような感じがありました。

あともうひとつは、先生は、結果的には病気の影響はないというようなことを言われたのですが、被告人からすると、自分が期待しているような答えが、先生の尋問では出てこなかったのだから、先生は何も分かってないんだということ、被告人が言っていたのを見て、ちゃんと分かっているんだなと思ったり、その場面、場面でその人の様子を見る機会にはなかったかなという印象を受けました。

司会者

証拠調べに関しては、もう一方で、証人尋問が行われなかった事案について感想を聞きたいと思います。6番の方が参加された事件ですが、先ほども少しお話が出ていたのですが、お金目当てというだけではなく、色々人間関係のいきさつがあったということでしたが、刑を決める上でもそこは大事だったわけですが、それを知る人物は証人として出て来られなかったということでした。その辺、直接、証人としてお話を聴きたかったとかいうことも含めて、感想や難しかった部分があれば教えてください。

6番

評議中にも出ていた話なのですが、色々聴きたいことはありました。何が本当のことで、何がそうじゃないのかということがはっきりとしなかったのだから、他の皆さんも聴きたいことがあったと思います。ただ、一方で、出るに出不られる事情もあったのかもしれないと思います。実際に、判決にどのようにつながるのかは分かりませんが、事実として色々聞きたいことはありました。

司会者

プライベートに関わることもあったのだから、証人として出たくないというのも分からなくもない事件でしたけれども、やはり真相が分からないということですかね。

同じようなことで、9番の方が参加された事件については、悪徳業者うんぬんというところについてボリュームがあったということで、私は書類を拝見しただけですけれども、被害者の方自身は亡くなられているにしても、被害者以外にも事情を知っている人はいたようにも思うのですが、そういう人に話を聴けばなという意見があったかどうか、いかがでしょうか。

9番

悪徳業者だということで、被害者が被告人をマスコミに売ったり、近所にビラをまいたりしたことで、被告人が被害者を恨んで殺人に至っているわけですけれども、実際にリフォームをしてもらった人が、被告人を悪徳業者だったと言っているわけでもないし、被告人のもとで働いていた人の証言もすごく少なかったので、もっと他の人の意見も聴きたいと思いました。

ただ、この事件は悪徳リフォーム詐欺の事件ではないので、悪徳業者かどうかという点は、裁判官からはあまり強調しないようにと言われたのですが、本当に被告人が悪徳業者だったのかどうかは、最後まで分からないまま終わりました。

<論告・弁論について>

司会者

証拠調べが終わると、手続は、検察官による論告と弁護人による弁論で締めくくられます。有罪か無罪かについての検察官と弁護人の最終意見、それぞれの主張の内容が分かりやすかったかどうか、さらに、それを聴いて、自分たちが何を判断すれば良いのかということが、ずっと頭に入ってきたかどうかということはいかがでしょうか。

まず、8番の方にお伺いしたいと思います。覚せい剤の関係で、検察官と弁護人の、それぞれの主張の内容は十分理解できましたでしょうか。

8番

はい、理解できました。ただ、スーツケースの中に覚せい剤が入っていたことを被告人が知っていたかどうかというのは、実際に誰かが見ていたわけではないので、運び屋としての仕事に就いたときの状況や相手方とのやりとりとか色々なことを総合的に判断して、被告人は知っていたんじゃないかという結論になりました。自分としては、理解できないというか、そのように結論付けてしまって良いのかなという思いはありましたが、最終的には裁判長や皆さんの意見を聴いて、やっぱり知っていたんだろうなというふうに結論を出しました。

司会者

殺意の有無について問題となった事件もありましたが、最終的な検察官、弁護人の意見を聴いて、どこが対立点で何を決めたらいいのかというところは理解できたでしょうか。

2番

この裁判員裁判に携わる前は、殺意というのは、一般的には相手を殺してやろうという意識と考えると思っていましたが、今回の事件で、被告人がとった行動が、人を死に至らしめる行為であることを、被告人自身が認識していたかどうかということだと伺って、少し視点が違うと感じました。

そして、検察側の論告は非常に的確であったなと感じました。一方で、弁護人の最終

弁論には、少し無理があると思いました。実際に画像を見ながら、殺意があったとか、いや、それは傷害だったとかですね、今回、私が感じたのは、検察側の論告は明快であったというところです。ただ、情状酌量の余地があるのか、被告人の生い立ちや小さいときに発達障害があったということは、最後には議論になったのですが、論告、弁論そのものに関しては、今申し上げたとおりの感想を持ちました。

司会者

今、少しお話にも出たように、今度は量刑についてお話を伺っていこうと思います。どの事件でも最終的には量刑が問題になったわけですが、検察官の論告や弁護人の弁論でそれぞれこの位の刑が相当だということが述べられたと思います。

そして、最近の工夫例かと思うのですが、評議でも用いられた量刑のグラフがありまして、これは特に弁論で活用された例があったかと思います。その辺も含めて、こういう刑が適当なんだという意見の説得力とか、感想をお聞きしたいと思います。

4番の方、いかがでしょうか。

4番

放火の事件で、最終的には、マンションの放火ですから、もし大きく燃えれば大火災、近所にも大きな被害が及んだと思いますが、今回の事件はその一室だけ燃えたということでした。それと、被告人本人は自分の部屋だけ燃やすつもりだったということと、最終的には保険で被害の弁償をしたということでした。もし、保険に加入していなくて弁償ができないときは刑が重くなるのか、また、本件では死者は出なかったわけですが、死者が出た場合は刑がぐっと重くなるのかということを考えました。私は、マンションに放火すること自体、近所にも迷惑をかけますし、すごく大変なことだと思います。ただ、結果として死傷者がいなかったと、結果として被害弁償もできたので、だから刑が軽くなるのかという疑問を私自身は感じました。今回は初犯だし、他にも色々な事情があったとは思いますが、最終的には結果論で刑が決まってしまったのかなという感じで、懲役が3年以下というのが、割り切れないような気はしました。

司会者

7番の方が参加された事件では、片方の弁護人だったかもしれませんが、グラフなどを示して、この被告人にはこの位の刑が相当だというような話をしていたと思いますが、理解のしやすさというところではいかがでしたでしょうか。

7番

被告人が2人いて、その量刑を決めるときに、どちらの暴行行為が被害者を死に至らしめたかという部分についての話が出たのですが、実際に長時間暴行を働いている中で、後から理由付けをしようとしても、おそらく分からないというのが正直な気持ちでした。それに対して、妥当な刑が何年だと、そのグラフによって、皆が歩み寄って、これ位だねと結論を出していくわけです。こういう経験をさせていただいて、前よりも、裁判のニュースや新聞をよく見るようになったのですが、控訴審で、一審の裁判員裁判で出た判決が重いということで、量刑が下がったという事例もあると聞いています。じゃあ、何のための裁判員制度かと、日本の裁判は三審制ですから、当然かもしれませんが、裁判員が心底悩んで出した結論があっさり覆るとするのは、プロの裁判官が出した答えだから仕方がないかもしれませんが、心に引っかかるというか、釈然としない

いう思いがあります。

司会者

9番の方が参加された事件でも、グラフがいくつか示されたと思いますが、最終的に刑を決めるにあたって参考になったかどうかという点はいかがでしょう。

9番

量刑を決める際に、このグラフはとても参考になりました。皆で評議するときも、この位のことをすると、この位の刑だったんだということを、時間を取って話し合いました。

<評議について>

司会者

続いて、評議についてのお話を伺いたと思います。量刑のグラフなどがあると判断の材料になるというお話がありましたが、それは皆さん、同じような感想でしょうか。他にも、裁判官から、刑を決める上での考え方について説明があったと思いますが、その辺りも含めて、裁判官の説明について分かりやすかった、あるいは分かりにくかったとか、どんな御感想をお持ちでしょうか。厳しい意見もいただければと思いますが、いかがですか。

5番

例えば、量刑については、裁判長や裁判官の方は専門的な知識があって、その事件についての相場は概ねこの位だというようなことも分かっていると思います。パソコンでグラフとか同種事案の判決結果を見せていただいたのは非常に参考になりました。私が担当した裁判は強制わいせつ致傷ということで、刑務所の中での更生、教育はきちんとされるのかということも話には出ていました。例えば、7年という判決でしたが、逆に言うと、7年後には出てくるということです。その方が出所してから、例えば、隣に住んでますとかなったときに、ちょっと嫌だなという感じをどなたも受けるんですね。そういったときに、制度的なことではありますが、刑務所の中で犯罪を繰り返さないための教育としてどのようなことが行われるのかという話が盛んに出ていました。

司会者

刑務所の中での処遇についても、裁判官から説明がされたということでしょうかね。

5番

事例というか、例えば、具体的にどこの刑務所に入るかは分からないということでした。こちらとしては、更生プログラムのある刑務所に入ってもらって、きちんと罪を償って更生してほしいという気持ちですけれども、強制わいせつ致傷だからといって、そういう人は、専門の更生プログラムのある刑務所に入れて下さいということとはできないと、ただ、そういうプログラムがあるというお話は伺いました。

4番

放火ということで、先ほど意見を述べさせていただいたのですが、火事の原因は放火が一番多いと聞いたことがあります。放火というのは、大量に被害者が出たり、また、被害者が出なくても精神的な被害もありますので、もっと厳しい罰則にしてほしいと思いました。家が燃えて、そこに住んでいる人が死んでしまったら、その人たちや周りの家族の人生も狂ってしまいます。放火という行為に対して、罰則が甘いような気がしま

す。むやみにゴミ箱に火を付いたり，自転車に火を付いたりする人がいますけど，もうちょっと厳しい法律にした方が，放火も減るし，犯罪も減るのではないかと思います。

司会者

手続の流れに従って，一通り私の方から聞いてきましたけれども，検察官や弁護士から聞いてみたいことはありますか。

鈴木検事

質問ではないのですが，私は1番，2番，3番，5番の方が裁判員を務められた事件を担当していたのですが，私としてはそれなりに分かりやすい資料を提示させていただいたつもりでおりまして，幸いにして，割と好評をいただけて良かったなと思っています。引き続き，分かりやすい冒頭陳述，論告を心掛けていきたいと思っています。

奥田弁護士

私も，1番，2番，3番，5番の方が参加された事件を一部ですけれども傍聴しましたので，どんな事件かということは分かっているつもりです。1番，2番，3番の方が参加した事件について言いますと，これは，正直，僕も故意を否認するのは厳しいなという印象でした。ただし，我々，弁護人としては，被告人との信頼関係もありますので，被告人が故意がないんだと言っている場合には，苦しいながらもそういう主張をしなければなりません。それから，5番の方が参加された事件ですが，私は，検察官の求刑が軽いなと思いました。もっと重くても，例えば10年位と言われても仕方がないのかなという気がしました。検察官の求刑が7年でしたので，非常に意外な気がしました。この事件は，事実関係に争いはないですし，責任能力については若干問題はありましたけれども，医者の説明からすると，それほどの影響はないということだと，大幅に減るような事案ではないので，弁護人は苦勞されたんだろうなという印象で傍聴していました。

弁護人の弁護活動については，色々と厳しい御意見をいつもいただいておりますけれども，我々も苦しい立場でやっている場合が時々ありますので，その辺は，ベストを尽くしていますが，御理解をいただきたいと思っています。

向井判事

評議の中では，色々な話が出てきたと思いますけれども，5番の方が言われたように，強制わいせつだと，刑務所に入ると性犯罪プログラムのような教育を受ける場合があるということを知ったというお話がありましたけれども，そういった評議の中で，もう少しこういう点を知りたいということはあるのでしょうか。例えば，刑務所の中の生活は実際どうなんだろうとか，仮釈放というのは何かとか，疑問に思ったところがあれば教えていただきたいと思っています。

5番

7年の求刑で，7年後には出所して出てくるとなると，7年間服役する中でしっかりと更生プログラムをお願いしたいと思っています。そのところは，すべての刑務所に，強制わいせつのような事案ですと，必ずそういった更生プログラムを受けさせて，しっかりと更生できる機会を与えてほしいと思っています。しかし，実際にどこの刑務所に入るのかについては分からないですし，実際にどの程度のプログラムなのかは見えなかったですね。出所後には再犯のおそれのない人間になって，罪を償って出てきてもらえれば，それが一番安心だと思っていますけれども，本当にしっかりと教育してもらえるのか，形とし

で見えていないのが現状なのかなという感じがしました。

<これから裁判員及び補充裁判員となられる方へのメッセージ>

司会者

それでは、最後に、これから裁判員になられる方に対するメッセージを、一言ずついただきたいと思います。まず、1番の方からお願いします。

1番

メッセージではないのですが、参加してみて、自分が携わった感想として、ここをもう少しこうの方が良いというような改善点等はあまりなかったと思います。裁判官の方が、とても詳しく説明をしてくれましたし、分かりやすく、不満のない、色々なことを望めるような体制を作っていたという印象でした。

これから裁判員に選ばれた方へのメッセージですが、僕は一回、自分が人を裁いているのかという気持ちになり、辞退しようかと思いました。でも、最後に思ったのは、やってみて良かったなど。貴重な経験ができたなというふうに思っています。本当にこの判決で良かったのかなということは、裁判が終わってから一週間くらい、被告人の顔が出てきたり、お父さんの顔が出てきたりということはありませんでしたが、そこを超えると、こういうふうに皆で判決することによって、自分たちの感覚が少しずつでも判決に取り入れられて、いい方に転がるんじゃないかなと思っていますので、ぜひ辞退しないでチャレンジしてみてください。

司会者

2番の方、どうぞ。

2番

今回集まった方々は、評議の中で番号札順に「何番さん」と呼ばれた方が多かったのではないかと思います。私たちの場合には、裁判長の御配慮で、呼び方はニックネームでもいいですよというお話がありました。集まった全員一致で、ニックネームで呼びましょうということになりました。だいたいは、皆さん苗字なんですけれども、やっぱり名前呼び合って評議を進めるということは、悪い面もあるんでしょうけれども、私は今回、スムーズに評議が進んだというところでは、いい面もあるなという気がしました。

今回は、貴重な経験をさせていただきました。札幌地裁本庁の中の有権者数はおよそ278万人です。昨年、私が調べた限りでは、裁判員になった方は裁判員、補充裁判員を合わせて243人です。確率は0.009パーセント。一年間で見ると、ほとんど当たらない確率なんです。確率的にも非常に少なく、貴重な経験だと思います。一生に一度あるかないかの機会ですし、絶対にマイナスになることはないと思います。悩むことはあっても、それは人生のひとつの経験になっていくのかなと思いますので、ぜひとも辞退はせずに、積極的に選任手続に臨んでいただきたいと思います。

司会者

3番の方、お願いします。

3番

私は、まさか自分が当たるとは思っておりませんでした。事前に休みを取っていらしたので、くじに外れたら明日から休みかな、っていう気持ちで来たのですが、本当に、

罪って何なんだろう，それに対して刑って何なんだろうと，すごく考えさせられたというところで，すごく勉強させていただいたと思います。1番，2番の方も言うように，辞退せずに経験してほしいなと思います。同じ罪でも，色々な背景があるということが分かって勉強になりました。

司会者

それでは，4番の方どうぞ。

4番

通知が来た時に，妻に，ひょっとしたら当たるかもしれないぞという話をしましたし，選ばれて，僕としてはすごく嬉しかったです。こういう司法制度の中で，滅多にない機会ですよ。裁判所やら警察署やら税務署とか，嫌でしたけれども，こういう制度によって門を開いてくれているおかげで，裁判に対する色々な理解ができました。ただ，僕が一番心配するのは，裁判に出て，前面に並んでいるときに，被告人や弁護人が居ますけれども，もしそれが近所の人だったりしたら，逆恨みされたらどうしようという気持ちが本当はありました。例えば，曇りガラスのような，僕からは見えて，反対側からは見えないような，反射するようなガラスみたいなものがあれば，安心だなと思いました。逆恨みが怖いので，裁判に出た以上は自分を守ってもらいたいと思いますね。やはり顔は見られたくないと思います。これから裁判員になる人のプライバシーを守るために，一工夫してほしいなと思います。そういう不安を払拭できれば参加者が増えるのではないかと思います。

それと，検察官や弁護人はプロですので，大きな声で良く聞こえますけれども，被告人の声が小さくて聞こえづらいということがありました。ワイヤレスマイクなんかを使ってもらえれば，はっきり聞こえたのかなと思います。やってしまった行為については，最終的にはプロの裁判官が判断することになるんでしょうけど，被告人の人間性や生い立ちなどの肝心な部分の声が聴きづらかったという印象があります。

もうひとつは，本当に参加して良かったと思います。ただ，職場に行っても，家族でも，どんな事件だったかとか，誰も聞いてきませんでした。守秘義務が変に引っかかっているんですよ。職場の人も家族も遠慮して，何も聞いてこないですし，僕も聞かれてないから自分からは話しません。そうすると，職場の人に対して，良い話も何となくできないということになります。せっかくの良い機会なので，もう少しオープンでもいいのかなと思います。

司会者

色々と御提案をありがとうございます。それでは次に，5番の方お願いします。

5番

今回，裁判員に選ばれて，大変良い経験をさせていただいたと思います。司法制度の中で，裁判所とか，裁判員制度とか普段身近にはないものかもしれませんが，実際に経験してみても思うのは，裁判長，裁判官，検察官や弁護人の方々が，事件に対して非常に真摯に取り組んでいる様子が分かりました。特に，裁判員裁判の中での判決に向けた評議において，私たちは，つつい，これってこうなのかな，ああなのかなと，事前に考えてしまう傾向があるんですけども，プロの裁判長はしっかり，全く無の状態から証拠を見たり，話を聴いたりして判決をするんだなということを目の当たりにしました。

そして、今回、裁判所や裁判員制度が身近に感じるようになりました。全くの別世界だと思っていたことが、たまたま選ばれましたけれども、事件に対して真摯に対応してくれるのが裁判所だなということが分かりました。

これから選ばれる方であれば、大変いい経験、若い方、年配の方、そういう制度の中で選ばれる機会があればぜひそれを経験して自分の糧にしていだければと思います。それによって自分も高められるし、物の見方も変わってくると思います。

司会者

では、6番の方、お願いします。

6番

やはり、お仕事が大変でなかなか休めない方とか、お子さんが小さい方とか、おじいちゃんやおばあちゃんがいる方とか、色々あると思いますけれども、すごく貴重な経験だと思いますので、ぜひ通知が来たら参加していただきたいと思います。事件の内容によっては、悩んだり、もやもやしたり、考えてしまうこともあると思うのですが、色々な方の色々な意見を聴かせていただいて、経験させていただいたと思っておりますので、ぜひやっていただきたいと思います。

司会者

次に7番の方、お願いします。

7番

最初に通知が来たときに、これは絶対に選ばれるという確信を持って臨んだのですが、実際に、最初に裁判員の中に入ったときに、初めは失敗したかなと思いました。正直、すごく重圧というか、自分の思考の世界を超えているような気がして、ちょっと無理かなと思ってしまいました。また、裁判が終わってからしばらくしても、それはずっと心の中に残っていました。本当にこれで良かったのかなという思いもありました。

しばらくたって、人との接し方もそうですし、世間に対する物事の見方とか、自分なりに少し変わったかなと思います。相手をよく見れるようになったと思います。

これから裁判員に選ばれた方は、仕事など色々な面で大変だと思います。しかし、多少無理をしてでも参加していただきたいです。マイナスになることは絶対にありません。絶対プラスになると思っていますので、ぜひ参加して下さいと言いたいです。

司会者

それでは、8番の方、どうぞ。

8番

私は、傍聴の経験もなかったもので、裁判というものは、テレビドラマとか映画の中でしか知りませんでした。裁判員を経験させていただいて、裁判がすごく身近に感じられましたし、色々な方の幅広い意見を聴くことができ、すごく勉強にもなりました。辞退される方は、それぞれ介護だったり、色々な事情があるかと思いますが、そこら辺は、一生に一度経験できるかどうかということなので、それなりに工夫をして、ぜひ参加をしていただきたいと思います。選ばれた時点で、本当に私にできるのかなという思いもありましたけれども、裁判長、裁判官の説明も詳しくかったですし、自分の思ったことも言いやすい雰囲気でしたので、皆さんには、選ばれたらぜひ経験してほしいと思います。

司会者

9 番の方、お願いします。

9 番

私も皆さんと同じように、とても良い経験ができたと思いました。人生も半分くらい来て、自分のこれからをどうしようかと考えていたときに、この通知が来まして、出席して、被告人が話した言葉ひとつでも、それぞれ皆さんの考え方、捉え方は違うんだなということがよく分かりましたし、年齢も職業も分からない人と意見を交換して、とても勉強になりました。私はパートで働いており、この裁判に出るときに、有給もなかったため、会社に給料は出るのか聞いたところ、欠勤扱いになりました。企業側にも、もう少し理解してもらえれば、もっと参加しやすくなるのではないかと思います。とても良い経験をさせていただきました。ありがとうございました。

<記者からの質問>

司会者

本日は、新聞記者の方が1人いらしてますが、これまでの意見交換の内容を踏まえて、何か質問等がありましたら、どうぞ。

記者（毎日新聞）

5 番の方にお伺いしたいのですが、裁判の長期化は、参加される方にとって負担になる一方で、裁判員の疲労度なども考慮して、場合によっては、ゆとりのあるスケジュールにすることも必要ではないかという御意見だったでしょうか。

5 番

実際に経験したことで言うと、タイムスケジュールとしては、5日で判決ということになりました。5日間の内容についても事前の説明はあったのですが、例えば、検察官の冒頭陳述を聴いているときに思うこと、評議しているときに思うこと、さらに家に帰った後に思うこと、重みの感じ方がみんな違うんですね。だから、一概にそれがどうこうということは言えないし、人によっても違うと思います。全部で5日であれば、例えば、日にちを開けてゆとりのあるスケジュールにしたら、そういうことがなくなるということかもしれませんけれども、それは一概に言えないと思います。事件に対して、真摯に向き合う場面も必要ですし、そうなる疲れるというのも当然のことなので、すべてを余裕のあるスケジュール、日程にすれば良いとは、一概には言えないと思います。事件によってもずいぶん違うと思います。例えば、殺人罪なんかですと、気持ちを落ち着ける期間を取ったほうが良いのかもしれませんが、その時の、その事件の状況をみて、裁判長なり、裁判官の方が、臨機応変に判断をされて、幅を持った形の中で、スケジュールを取っていただければというふうには感じます。

司会者

それでは、これで本日の意見交換会を終了させていただきます。貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。